新規申請用

（様式第２号の２）

# 誓 約 書

| 対象者氏名 | |
|---|---|

上述の対象者は、下記の受給資格の喪失要件に該当しないことを誓約いたします。

なお、事実に反していた場合には、独立行政法人自動車事故対策機構介護料支給業務実施規程の定めにより、介護料の受給資格を喪失するとともに、すでに受給した介護料の額に相当する金額の全部又は一部を返還させられても異議はありません。

記

1. 当機構が設置する療護施設又は重度脊髄損傷者受入環境整備事業（モデル事業）の委託施設に入院している。
2. 老人福祉法の規定による特別養護老人ホーム等（裏面1.参照）に入所している。
3. 病院又は診療所に入院している（家族介護がある場合を除く）。
4. 介護保険法の規定による介護給付又は予防給付や労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付又は介護給付等（裏面2.参照）を受けている。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人自動車事故対策機構理事長 殿

申請者　　対象者との続柄

氏名（自署）　　（　　）

（日本産業規格Ａ列４番）

# 受給資格の喪失要件

1.　施設

次の施設に入所している場合、介護料は支給できません。

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設

② 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関

③ 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づく特別養護老人ホーム

④ 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設

⑤ 後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、家族等による介護を要しない施設

2.　介護料に相当する給付

次の介護料に相当する給付を受けている場合、介護料は支給できません。

① 労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定による介護補償給付又は介護給付

② 介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による介護給付又は予防給付

③ 国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）の規定による介護補償

④ 地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定による介護補償

⑤ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成７年法律第３５号）附則第８条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第７条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和４２年法律第９２号）第８条の規定による介護料

⑥ 消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）

⑦ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）

⑧ 水防法（昭和２４年法律第１９３号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）

⑨ 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る）

⑩ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号）の規定による介護補償

⑪ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和２７年法律第２４５号）の規定による介護給付

⑫ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和２８年法律第３３号）の規定による介護給付

⑬ 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和３３年法律第１０９号）の規定による介護給付